

平成30年 第3回市議会定例会

第3回市議会定例会は、6月1日(金)に開会し、一般会計補正予算などの議案を議決し、6月26日(火)に閉会しました。

今議会で可決された議案は、次の通りです。

■ 予算関係

▽平成30年度土岐市一般会計補正予算(第1号) 376万8千円を追加し、総額を262億376万8千円とするもの。

■ 条例関係

▽土岐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

▽土岐市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

▽土岐市税条例等の一部を改正する条例

▽土岐市都市計画税条例の一部を改正する条例

▽土岐市介護保険条例の一部を改正する条例

▽土岐市弓道場の設置及び管理に関する条例

▽土岐市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

■ その他

▽土岐口開発アクセス道路工事(7)の請負契約
右記の契約について金2億2896万円を株式会社篠田製作所と締結しようとするもの

▽市道路線の認定
市内道路網の整備を図るため、市道の路線を認定しようとするもの

▽駅前広場整備第2期工事の請負契約
右記の契約について金2億3544万円を館林建設株式会社と締結しようとするもの

▽財産の取得
C D I型消防ポンプ自動車を金3672万円で株式会社ウスイ消防から取得しようとするもの

各種手当の現況届をお忘れなく

各種手当を受給している方は、下記の日程で現況届の手続きをしてください。対象者には案内を送ります。

■ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当

期日 8月14日(火)・15日(水)
時間 午前9時30分～正午、午後1時～4時30分
場所 セラトピア土岐・美術ギャラリー
例年とは場所が異なるのでご注意ください。

期日中に手続きできない方は土・日曜日を除く8月16日(木)～31日(金)の午前8時30分～午後5時15分に福祉課窓口で手続きしてください。

※手当は所得額(被扶養者も含む)により減額または支給停止になることがあります。また、病院や施設など入院・入所している場合は、該当しないことがあります。

問 福祉課 (内線156)

■ 児童扶養手当

日時 8月8日(水) 午前9時～正午、午後1時～5時
午後5時30分～7時
8月24日(金) 午後5時30分～7時

場所 文化プラザ・展示室
期日中に手続きできない方は、土・日曜日を除く8月1日(水)～31日(金)の午前8時30分～午後5時15分に子育て支援課窓口で手続きしてください。
※手当が支給停止の場合も手続きが必要です。
※所得状況(扶養義務者も含む)や家族の状況などに变化があった場合、手当額が変わったり支給停止となることがあります。

父子・母子家庭等福祉医療費受給者証の更新

現在利用中の受給者証の有効期限は9月30日(日)です。更新手続きが必要な方には、8月上旬に必要な書類を送ります。8月31日(金)までに手続きしてください。

問 子育て支援課 (内線154)

食中毒にご注意を

食中毒は家庭でも発生します。食中毒予防の3原則を守り、対策をしましょう。

問 保健センター
(☎55)2010)

食中毒予防の3原則

食中毒の原因菌を付けない
(清潔・分離)

- ▶ 食品、手、調理器具をしっかりと洗う
- ▶ 食品の保存はふたやラップで覆う

食中毒の原因菌を増やさない
(迅速・冷却)

- ▶ 出来た料理は時間を置かずに食べる
- ▶ 冷蔵が必要な食品は、すぐ冷蔵庫に入れる

食中毒の原因菌をやっつける
(加熱・消毒)

- ▶ 食品を十分に加熱して食べる
 - ▶ 調理器具はよく洗い、消毒する
- ※特に、肉や魚、卵などを使った後は、洗剤でよく洗い熱湯消毒しましょう。

